

農家も使いやすい

中小企業等投資促進税制

農業用機械等を取得した場合、特別償却または税額控除の特例を受けることができます。対象機械等の限定が少なく、使いやすい税制です。

<対象となる方>

青色申告を実施する農業者や中小企業者(常時使用する従業員が1,000人以下)

<対象となる機械・装置等>

取得の場合160万円以上の新品のものが対象となります。

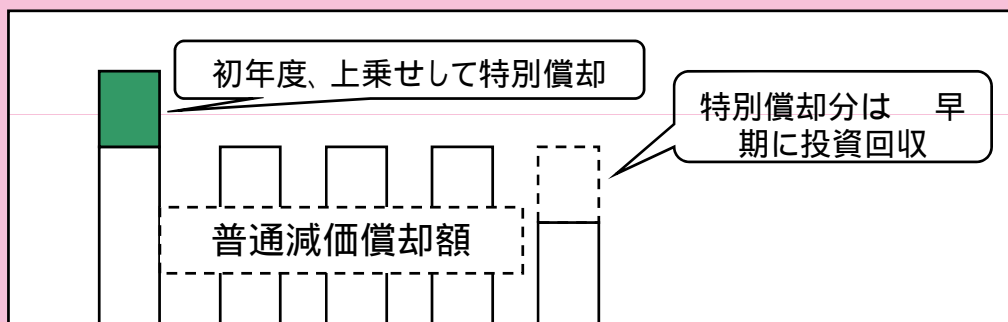
トラクター、コンバイン、田植機など、新品で該当金額を上回る機械・装置であれば対象となります！

この他、器具・備品では120万円以上の電子計算機等、無形固定資産では自社利用で70万円以上ソフトウェアが対象となります。



< 特例の内容 > 次のいずれかを選ぶことができます。

30%の特別償却
通常の減価償却に加え、取得額の30%分の償却費を上乗せすることが出来ます。



メリット: 投資初年度の負担が大きく軽減され、キャッシュフローの改善に役立ちます。また、償却期間が短縮されるため新規投資へのインセンティブ効果が高まります。ただし、初年度以後においては減価償却額が減少して利益が多くであるため、償却が終了するまでのトータルの所得税額又は法人税額でみると、納税額は変わりません。

7%の特別税額控除
取得額の7%分の税額控除を受けることができます(控除額は事業所得に係る法人税額の20%が上限。上限を上回る場合は翌年度に繰り越すことができます)。

例えば、500万円の機械を購入した時は、35万円の控除を受けることができます。(ただし、その年の事業所得が500万円の時は、法人税額の20%の18万円が控除額の上限となり、残りは翌年度に繰り越すこととなります)。

メリット: 減価償却額は通常通りですが、所得税額又は法人税額の控除が行えるため、長期トータルの税額でみると納税額は減ります。

担当部署 お問い合わせ先	農林水産省生産局農業生産支援課資材効率利用推進班 [代表]03-3502-8111(内線4774) [直通]03-6744-2111
-----------------	--